様式第４号（第７条関係）

指令ブランド第　　　号

補助金交付決定通知書

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 |  |
| 名　　称 |  |
| 代表者の役職・氏名 |  | 様 |

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった令和　　年度強くしなやかな食品産業づくり事業補助金については、下記のとおり交付決定したので通知します。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　島根県知事　　　　　　　　　㊞

記

補助年度　　　　　　　令和　　年度

事業区分　　　　　　　しまね中核的食品製造企業育成事業

補助対象金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

交付条件　　　　　　　裏面のとおり

（様式第４号 裏面）

交付条件

１　補助事業に要する経費及びこれに対応する補助金の額は、申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

２　補助金の額の確定は、補助事業に要した実支出額に強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第３条第１項に規定する補助率を乗じて得た額、又は補助金の交付決定額のいずれか低い額とする。

３　申請者は、要綱を遵守しなければならない。

４　申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても補助事業の目的に従って、適切に使用し、管理しなければならない。

５　申請者は、前項の財産で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定するものについては、同令に規定する耐用年数に相当する期間内において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部に融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が事業実施計画書に記載してある場合は、知事の承認を受けたものとみなす。